

令和7年度のケアプラン点検結果

地域包括ケア「見える化」システムで給付分析を行った結果等をもとに、ケアプラン点検を行いました。点検後、各事業所に対し、フィードバックをおこなった主な指摘事項は下記3の通りです。

※給付分析の状況については、別添『地域包括ケア「見える化」システムを活用した介護保険事業の他自治体との比較』を参照

1. 点検を行ったケアプランの内容及び件数

- ① 福祉用具貸与全国平均3倍以上対象者(要介護1) 5件
- ② 福祉用具貸与全国平均3倍以上対象者(要介護2) 16件
- ③ 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証及び高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検 20件
- ④ 住宅改修、福祉用具の同時購入の対象者 9件
- ⑤ 生活援助中心型サービスが厚生労働大臣の定める回数以上になる場合 8件

2. 点検体制

理学療法士・作業療法士・保健師等の専門職を含めた複数名で点検を行いました。

3. 指摘事項

- ① 内容の明確さ
重要なポイントを段落や箇条書きで整理し、読み手が要点を把握しやすいよう配慮する。
- ② 住宅改修および福祉用具貸与に関する記載
同一種目の福祉用具貸与の理由、手すりの使用状況や設置場所の記載、貸与と購入の選択肢に関する情報提供の記録を行う。
- ③ 家族の関係性・支援体制の把握
家族関係や介護者の健康状態、負担状況などを適切に把握する。
- ④ ケアプラン各表(第2表、第3表、第4表、第5表)
第2表、第3表に本人や家族の役割や支援内容を記載し、第5表には利用票交付の記載を行う。
- ⑤ 本人の活動と支援方針
生活歴や趣味、本人の意欲や楽しみについてもアセスメントを実施し、支援計画に反映させる。
- ⑥ アセスメントと情報提供の重要性

投薬指示箋や水分・食事状況の把握、身体状況や生活環境の変化に伴う再アセスメントの実施を行う。

⑦ 専門職連携の推進

主治医、訪問看護師、理学療法士、福祉用具専門員などの多職種連携を推進する。

⑧ 居宅療養管理指導の必要性

医療介入の必要性が低いと考えられる利用者に対しての居宅療養管理指導について、利用する理由の再確認を行う。